

河上和雄

全国万引犯罪 防止機構理事長



新年 明けましておめでとございませう。平素は当万防機構にご理解を賜り心より感謝申し上げます。

「万引をしない、させない、見逃さない」のキャッチフレーズのもと、全件警察へ通報の運動が全国で展開されるようになり、各地区での万引防止対策の組織的な取組みが活発化し、「万引の起きにくい社会づくり」へ向けて本格的な展開がなされつつあります。その活動の一翼を担ってきた特定非営利活動法人全国万引犯罪防止機構(略称 万防機構)は、本年6月に設立10年目を迎えます。この間、会員の皆様をはじめ、関係省庁、関連団体の皆様のご支援とご協力をいただきましたこと、厚く御礼申

上げます。

最近の万引犯罪の状況ですが、わが国の刑法犯認知件数がここ10年で半減する中で、万引犯罪の減少傾向は弱く全刑法犯認知件数の約10%を占めるに至っています。またその特性としても高齢者の犯罪が少年を上回る社会的問題化や組織的万引で高額被害事案が増加するなど、万引犯罪の複雑化、悪質化が目立ってきています。侵入窃盗などの窃盗犯罪が大幅に減少している中で、遺憾ながらこと万引に関しては認知件数、検挙・補導数など、データ上では顕著な成果を挙げているわけではありません。この事実を万防機構としても重く受け止めております。

3つの困難な課題(①「高齢者万引対策」、②「防犯画像の取扱い」、③「集団窃盗の情報取扱い」)に正

面から挑むことができませんでした。その成果は1月20日の臨時総会で、万防機構の総意の新しい3つの提言案として結実すると確信しております。なぜなら、この提言の精神には、「店舗側の安全や資産管理の権利」と「個人のプライバシーの権利」に加えて、犯罪企図者に犯罪をさせない・繰り返さない・家族を不幸にしない、という「正義をまっとうする権利」の3つの権利が織り込まれているからです。ご一読いただければ、それぞれの権利は、相反するものではなく、互いに重なり合うものである、と再確認できるかと思えます。

外へ出ないと窃盗罪にならないのでは…」、という問い合わせがあり

ますが、本来の法律の趣旨を説明すると皆さん納得されます。これは、平成23年の3つの提言の「店内確保の提言」がベースになっています。趣旨をあいまいにしない、議論を尽くし皆が納得できる道を選ぶこと、それが官民一体となった活動につながります。それゆえ、この壁新聞には文部科学省、警察庁、日本小売業協会の後援名があり、中学校だけでなく全国の信用金庫などで掲示されているのです。それが提言の本意であり役目なのです。

会において本人を取り巻くサポート体制を再構築し、地域社会内に

必要であると考えられる。」「と示されています。さらに、医療機関等も含めた関係諸機関の間で適切な連携を図ることで適切な医療的措置が講じられるようにする必要があります。」「とあり、これらのいわゆる犯罪原因論に関する一連の措置は、所管する行政機関や専門機関の一層の推進と連携が必要とす。もう一つの重要な観点は、万引できない売場作りや環境の整備を主眼とする犯罪機会論の一連の措置の推進です。犯罪に手を染めやすい人々を犯罪から守るために、経営者や警備責任者が「この店が地域から愛されるためには、地域のお客様(高齢者や成人や青少年)から万引犯を出さないように、みんなで協力して取り組もう」と率先垂範すること、情報は共有化され対策が継続されると考えます。いま一度、万

引の未然防止対策をご検討されるようお願いいたします。

現在、設立当初から要望があった大量万引阻止のための万引防止・盗難防止アラートシステムや盗品流通防止のためのデータベース作りを協議しており、これらの実行力のある対策を推進していくためには、社会からのご支援の輪が必要となっています。財政的支援のご意思をお持ちになる篤志家の方々の広範なご協力を衷心よりお願い申し上げます。最後に、この国の一番の財産である「絆」、そして、「規範意識」を守るための「正義の防衛ライン」が、まさに万引はこの社会の規範意識を奪う犯罪である、という認識をあらゆる方々と共有し、実行力のある施策を万防機構は提言する所存です。所轄官庁はじめ関連諸団体に於かれましては、引き続きご支援ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。